

やまなし新規就農アシスト事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、新規就農者の確保・定着を推進するため、市町村がやまなし新規就農アシスト事業実施要領（以下「実施要領」という。）に基づいて実施する事業（以下「補助事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金の交付の対象となる経費及びその補助率)

第2条 事業実施主体、取組主体、補助対象経費及び補助率は、別表に掲げるとおりとする。

(補助金交付申請書及び添付書類の様式、提出期限)

第3条 補助金の交付を受けようとする市町村長は、補助金交付申請書（様式第1号）を別に定める日までに、知事に提出しなければならない。

2 市町村長は、前項の申請書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請をしなければならない。ただし、申請時において、当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付決定の通知)

第4条 知事は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があった場合には、書類を審査の上、交付すべきものと認めたときは速やかに交付の決定を行い、補助金交付決定通知書（様式第2号）を市町村長に送付するものとする。

2 知事は、前項の決定をする場合において、必要に応じて条件を付することができるものとする。

(補助金の交付条件)

第5条 補助金交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更（別表に定める軽微な変更は除く。）をしようとするときは、変更承認申請書（様式第3号）を提出し、知事の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を提出し、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (4) 知事は、第3条第2項の規定により、補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税等仕入控除税額を減額して交付決定するものとする。

- (5) 知事は、第3条第2項ただし書による交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(状況報告)

第6条 知事は、補助事業の円滑な執行を図るために必要があると認めるときは、市町村長に対して、補助事業の遂行状況報告を求めることができる。

(実績報告書の様式、提出期限)

- 第7条 市町村長は、補助事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、実績報告書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。
- 2 市町村長は、前項の規定により実績報告を行うに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第8条 市町村長は、補助事業完了後、申告により、補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定報告書（様式第6号）により速やかに、知事に報告しなければならない。
- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(補助金の額の確定)

- 第9条 知事は、第7条の規定による実績報告書の提出を受けた場合には、報告書等の審査及び必要に応じて行う現地調査により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めた場合は、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額の確定通知書（様式第7号）により市町村長に通知するものとする。
- 2 知事は、市町村長に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、返還期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の交付方法)

- 第10条 補助金は、精算払とする。ただし、知事が必要があると認める場合には、市町村長に対し、概算払により交付することができる。
- 2 市町村長は、前項の規定により概算払を受けようとするときは、概算払請求書（様式第8号）を知事に提出しなければならない。

(財産の処分の制限)

- 第11条 補助事業により取得した事業対象機械・施設等（以下「取得財産」という。）

については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して別に定める期間（以下「財産処分制限期間」という。）を経過するまでは、知事の承認を受けずに、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

- 2 市町村長は、前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書（様式第9号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 知事は、第1項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

（書類の保管）

第12条 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

- 2 財産処分制限期間が5年を超える場合は、補助事業終了の年度の翌年度から起算して財産処分制限期間を経過するまでは、前項の帳簿等を整備保管しなければならない。ただし、財産処分承認申請書を知事に提出し、その承認を受けた場合は、その年度までとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

別表

事業実施主体	取組主体	補助対象経費	補助率	軽微な変更
市町村	実施要領に定める新規就農者	取組主体が事業対象機械・施設等をリース方式で導入する場合に、リース事業者が支払う当該事業対象機械・施設等の取得価格(消費税相当額を除く。)に対し、市町村が補助する額	リース事業者が支払う当該事業対象機械・施設等の取得価格(消費税相当額を除く。)の9分の2以内(市町村が補助する額の3分の2以内)	補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合

様式第 1 号

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

市町村長 印

〇〇年度やまなし新規就農アシスト事業費補助金交付申請書

このことについて、別紙計画書のとおり実施したいので、やまなし新規就農アシスト事業費補助金交付要綱第 3 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

1 補助事業の名称

2 補助事業の目的及び内容

3 交付申請額 円

4 添付書類

- (1) 事業計画書（様式第 1－1 号）
- (2) その他必要な書類

※本様式における押印は省略しても差支えないものとする

様式第 1－1 号

事業計画書（又は事業報告書）

1 取組主体

氏 名	作目	現在の経営規模 (年 月)	5年後の経営規模※ (年 月)
		露地 a 施設 a	露地 a 施設 a
		就農年月	
		年 月	

※取組主体が新規参入者の場合は「5年後の経営規模」は記載不要。

2 整備内容

取組主体氏名	事業費	機械・施設等 名称	型式等	台数 ・規模	リース事業者名
	円				
計 名	計 円				

3 経費の配分

取組主体 氏名	補助事業に 要する経費 (A) + (B) + (C)	経費の配分		
		県 費 (A)	市町村費 (B)	その他 (C)
	円	円	円	円
計				

4 収支予算（又は収支精算）

（１）収入の部

区分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減	
			増	減
県費	円	円	円	円
市町村費				
その他				
計	円	円	円	円

（２）支出の部

区分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減	
			増	減
事業費	円	円	円	円
計	円	円	円	円

5 事業完了（予定）年月日 年 月 日

市町村長 殿

山梨県知事 印

〇〇年度やまなし新規就農アシスト事業費補助金交付決定通知書

〇〇年〇月〇日付けで申請のあったやまなし新規就農アシスト事業費補助金については、山梨県補助金等交付規則（昭和 3 8 年山梨県規則第 2 5 号。以下「規則」という。）第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり交付することに決定したので、規則第 7 条の規定により通知する。

- 1 補助金の交付対象となる事業は、〇〇年〇月〇日付けで申請のあったやまなし新規就農アシスト事業とし、その内容は交付申請書記載のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費及び補助金の交付決定額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費	金	円
補助金の交付決定額	金	円
- 3 補助事業に要する経費の配分は、前記交付申請書記載のとおりとする。
- 4 補助事業の期間は、交付決定日から〇〇年〇月〇日までとする。
- 5 補助金の交付の条件は次のとおりとする。
 - （1）補助事業の内容の変更（やまなし新規就農アシスト事業費補助金交付要綱別表に定める軽微な変更は除く。）をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
 - （2）補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
 - （3）補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
 - （4）補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、知事が別に定める期間中においては、知事の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
 - （5）やまなし新規就農アシスト事業費補助金交付要綱第 3 条第 2 項ただし書による交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととする。
- 6 補助金の交付条件等に違反した場合の措置
 - （1）次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。
 - ア 補助金の他の用途への使用をしたとき

- イ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
- ウ 補助事業に関し法令又はこれに基づく知事の処分に違反したとき
- エ 事業対象者が暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき

- (2) 補助金の交付決定を取り消した場合、補助事業等の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。
- (3) 交付決定の取り消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95%の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。
- (4) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95%の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

- 7 補助事業が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されているか確認するため、補助事業の遂行状況について報告させることがある。
- 8 補助事業が完了した日（廃止の承認を受けた場合はその承認の日）から起算して1箇月を経過した日又は補助金の交付を決定した翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、補助事業の成果を記載した補助事業実績報告書に別に定める書類を添えて知事に報告しなければならない。
- 9 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助事業終了年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。ただし、取得財産の財産処分制限期間が5年を超えるものについては、当該期間が経過するまで関係書類を保管しなければならない。
- 10 以上について、取組主体に対しても同一の条件を付すこと。

様式第 3 号

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

市町村長 印

〇〇年度やまなし新規就農アシスト事業費補助金変更承認申請書

〇〇年〇月〇日付け〇第〇号で交付決定のあったこのことについて、次の理由により事業計画を変更したいので、やまなし新規就農アシスト事業費補助金交付要綱第 5 条第 1 号の規定により、申請します。

1 変更の理由

2 変更の内容

3 添付書類

- (1) 事業計画書（様式第 1－1 号）
- (2) その他必要な書類

（注）事業計画書については、補助金の交付決定を受けた事業内容及び経費の配分と変更後の事業内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように、変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書で上段に記載すること。

※本様式における押印は省略しても差支えないものとする

様式第 4 号

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

市町村長 印

〇〇年度やまなし新規就農アシスト事業費補助金中止（廃止）承認申請書

〇〇年〇月〇日付け〇第〇号で交付決定のあったこのことについて、次の理由により事業計画を中止（廃止）したいので、やまなし新規就農アシスト事業費補助金交付要綱第 5 条第 2 号の規定により、申請します。

1 中止（廃止）の理由

2 中止（廃止）の内容

※本様式における押印は省略しても差支えないものとする

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

市町村長 印

〇〇年度やまなし新規就農アシスト事業費補助金実績報告書

〇〇年〇月〇日付け〇第〇号で交付決定のあったこのことについて、やまなし新規就農アシスト事業費補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり報告します。

1 補助金の額 金 円

2 添付書類

(1) 事業報告書（様式第 1－1 号）

（注）軽微な変更があった場合においては、容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書で上段に記載すること。

(2) 機械・施設等リース契約書の写し（取組主体ごとに添付すること。）

(3) その他必要な書類

3 支払の方法

口座振替

金融機関名

本店 ・ 支店（支店名 ）

預金種別 当座 ・ 普通

口座名義

口座番号 No.

※本様式における押印は省略しても差支えないものとする

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

市町村長 印

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定報告書

〇〇年〇月〇日付け〇第〇号で交付決定を受けたやまなし新規就農アシスト事業費補助金について、やまなし新規就農アシスト事業費補助金交付要綱第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり報告します。

1 補助金額	金	円
2 補助金の額の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額	金	円
3 消費税及び地方消費税の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額	金	円
4 補助金返還額（3－2）	金	円

その他添付書類
返還額に係る積算の内訳等

※本様式における押印は省略しても差支えないものとする

番 号
年 月 日

市町村長 殿

山梨県知事 印

〇〇年度やまなし新規就農アシスト事業費補助金額の確定通知書

やまなし新規就農アシスト事業費補助金の交付額について、山梨県補助金等交付規則第 1 3 条の規定により、下記のとおり確定したので通知します。

確定額	金	円
概算払済み額	金	円
精算払額	金	円
返納額	金	円

山梨県知事 殿

市町村長 印

〇〇年度やまなし新規就農アシスト事業費補助金概算払請求書

〇〇年〇月〇日付け〇第〇号で交付決定のあったやまなし新規就農アシスト事業費補助金について、次のとおり概算払いの請求をいたします。

1 概算払請求額 円

2 内 訳

補助金交付決定額 ①	既概算交付額 ②	差引額 ①－②＝③	今回概算請求額 ④	備 考

3 概算払請求の理由

4 支払いの方法

口座振替

金融機関名

本店 ・ 支店（支店名 ）

預金種別 当座 ・ 普通

口座名義

口座番号 No.

※本様式における押印は省略しても差支えないものとする

山梨県知事 殿

市町村長 印

財産処分承認申請書

〇〇年度やまなし新規就農アシスト事業費補助金により取得した財産を、次のとおり処分したいので、やまなし新規就農アシスト事業費補助金交付要綱第11条第2項の規定により申請します。

- 1 処分しようとする財産の明細
- 2 処分の内容
- 3 処分しようとする理由
- 4 その他必要な書類